

港区立精神障害者地域活動支援センターの管理運営について

港区立精神障害者地域活動支援センター（以下「あいはひと・みなと」という。）の管理運営については、改築に合わせ、事業を拡充します。それに伴い、施設名称を変更します。また、指定管理者の指定期間を5年から10年（令和3年4月1日～令和13年3月31日）に変更し、利用料金制を採用します。

1 背景・経過

区は、平成17年4月から、あいはひと・みなとについて、委託による管理運営を行い、平成28年4月に公の施設として位置づけ、指定管理者制度を導入しました。

2 管理運営の方法

引き続き指定管理者制度によって運営します。

3 名称の変更

（変更前）港区立精神障害者地域活動支援センター

（変更後）港区立精神障害者支援センター

現在の施設名称「港区立精神障害者地域活動支援センター」については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「総合支援法」という。）における事業名を参考に現行の実施事業を表した名称です。

改築後は、現在の相談支援に加えて、精神障害者の地域での生活や就労面の支援、生活体験、緊急時の受入れなどを一貫して行います。精神障害者一人ひとりに寄り添い、各人が必要としている様々な支援を一体的に行っていくことから、より適切な名称に変更します。

名称の変更にあたっては、あいはひと・みなとの利用者や家族会から、「精神障害者が利用する施設であることや支援してくれる場所であることがわかりやすい名称がよい」というご意見をいただいています。

区として、利用者や家族会からのご意見を踏まえ、「港区立精神障害者支援センター」に名称を変更します。

4 利用料金

（1）利用料金制の採用

現在、あいはひと・みなとでは、利用者負担が必要とされない相談支援事業等を実施しているため、利用料金制は導入していません。

あいはひと・みなとの改築後は、現在の相談支援事業等に加えて、新たに、総合支援法に基づき、利用者負担が必要となる短期入所事業と就労継続支援事業を実施するため、指定管理期間の更新に合わせて利用料金制を採用します。

障害福祉サービス等報酬は、利用者の支援区分により、基本的な報酬額が総合支援法により決められているほか、さらに、東京都への届出による職員体制の強化や計画に基づく利用者へのサービスの充実など種別ごとの加算により、事業者に対し、サービス等報酬として支給される仕組みになっています。

利用料金制を採用することで、民間事業者と同様に障害福祉サービス等報酬を指定管理者が直接収入することにより、利用者のニーズに応じた、きめ細かいサービス提供やサービス事業者の意欲を高めることができ、責任が明確となります。また、会計事務においても簡素で効率的な運営が期待できるため、総合支援法に基づき実施する事業について、利用料金制を採用します。

(2) 利用料金の上限額

総合支援法の障害サービスを利用した場合、原則1割が利用者負担となります。

対象となる事業 ①短期入所（総合支援法第5条第8項）

②就労継続支援（総合支援法第5条第14項）

例) 障害支援区分3の精神障害者が短期入所を1泊2日利用した場合

短期入所に係る障害サービス介護給付費 約9,300円×2日=18,600円

内利用者負担額 約930円×2日=1,860円

なお、月ごとの利用者負担には上限があり、所得に応じて各区分の負担上限月額が設定されます。負担上限月額は利用した障害サービスに合算して算定されます。ひと月に利用したサービス量にかかわらずそれ以上の負担は生じません。

・合算する障害サービス・・・短期入所、就労継続支援、居宅介護（ホームヘルプ）等

区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	区市町村税非課税世帯	0円
一般1	障害者	区市町村税課税世帯(所得割16万円未満)(注1)
	障害児	区市町村税課税世帯(所得割28万円未満)(注2)
一般2	上記以外	37,200円
(注1) 収入が概ね600万円以下の世帯		
(注2) 収入が概ね850万円以下の世帯		

種別	世帯の範囲
18歳以上の障害者	障害者本人とその配偶者
障害児	保護者の属する住民基本台帳での世帯

5 指定期間の変更

あいは一と・みなとの改築後は、現在の相談支援事業等に加え、新たに総合支援法に基づく短期入所事業、就労継続支援事業及び区独自事業の生活体験プログラムを開始します。特に、就労継続支援事業は、利用者との関係性の構築や利用者に対して慣れた環境で継続的に支援していくことが大切です。また、就労支援だけではなく、状況に応じて生活体験や相談などの支援を繰り返し行う必要があります。

利用者のニーズ等により長期的に安定した運営が強く求められている施設となるため、指

定期間を、5年から10年（令和3年4月1日～令和13年3月31日）に変更します。

6 利用決定

（1）短期入所及び就労継続支援

利用にあたっては、利用者又はその家族からの申請に基づき、区が受給者証を発行します。その後、利用者又はその家族が指定管理者と直接契約を結び、サービス提供を受けます。

（2）生活体験プログラム

利用にあたっては、利用者又はその家族からの申請に基づき、区が利用決定をします。

7 建物維持管理等

改築後のあいはひと・みなとは、知的障害者グループホーム、港区社会福祉協議会ボランティアコーナー、就労継続支援B型事業所工房ラピールとの複合施設です。専有部分の維持管理は各施設が行いますが、共用部分の維持管理も含め、一体的な管理となるよう指定管理者と協議します。

8 今後のスケジュール（予定）

令和元年11月	条例改正案提出（第4回港区議会定例会）
令和2年1月	指定管理者候補者の公募
6月	指定管理者の指定議案提出（第2回港区議会定例会）
令和3年4月	改築後の施設の事業開始 新指定管理者運営開始

港区立精神障害者地域活動支援センターの事業内容について

1 新規事業

これまでの相談支援に加えて、次の事業を新たに実施します。

(1) 短期入所（総合支援法第5条第8項）【定員2名】

居宅においてその介護を行う者の疾病等その他の理由により、障害者支援施設等において、短期間の入所をさせ、食事・入浴・排せつ等の介護、生活等に関する相談及び助言その他必要な日常生活上の支援を行います。

また、コーディネーターを配置して、緊急時の連絡体制を確保し、精神障害者の受入れや保護者の急病などによる救急搬送時等の対応を行います。

さらに、精神障害者が一人暮らしの生活への自信をつけるために宿泊を体験する場合の支援を行います。

短期入所の利用は、一人あたり1回で最長30日以内、年間180日を限度とします。

●通年（24時間体制）実施

※1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までは、緊急時の受入れのみ

(2) 就労継続支援（総合支援法第5条第14項）【定員20名】

通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他必要な支援を行います。

●休業日：日曜日及び土曜日、1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

●利用時間：午前10時から午後5時まで

(3) 生活体験プログラム（区独自事業）

日常生活の中で、規則正しい生活リズムや食生活、住環境を整えることが十分に行えない障害者に対して、「衣・食・住」を中心に、基本的な生活習慣を身につけながら、社会復帰に向けた支援を行います。

●休業日：日曜日及び土曜日、1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

●利用時間：平日のうち3日実施予定、プログラム内容により、時間を設定

2 施設利用対象者

(1) 短期入所（総合支援法第5条第8項）

次のいずれかに該当する者

ア 障害支援区分が区分1以上である精神障害者

イ 障害の程度に応じて厚生労働大臣が定める区分における区分1以上に該当する精神疾患を理由とした18歳未満の障害児

(2) 就労継続支援（総合支援法第5条第14項）

就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない者や、就労の機会を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される精神障害者

(3) 生活体験プログラム（区独自事業）

区内に住所を有する精神障害者のうち、次のいずれかに該当する者

ア 精神障害者保健福祉手帳所持者又は自立支援医療（精神通院医療）受給者

イ 自宅以外の生活する場としてあいはひと・みなとに通所し、規則正しい生活リズムを習慣付けることや单身生活等の社会復帰を目指す精神障害者

3 施設の構成と諸室

（階構成）※あいはひと・みなとは、網掛け部分

8F	知的障害者グループホーム（定員10名） 知的障害者短期入所（定員2名）	
7F		
6F	工房ラピール 障害福祉サービス事業所提供スペース	あいはひと・みなと 倉庫
5F	生活体験（区独自事業）	
4F	就労継続支援	短期入所（定員2名）
3F	相談支援（基本相談）	
2F	相談支援（計画相談）、（地域相談）	社会福祉協議会 ボランティアコーナー
1F	就労継続支援	

精神障害者地域活動支援センター(あいはーと・みなと)における事業について

現 行					令和3年度 (令和3年4月開設予定)				
階数	法内 区独自	本人 負担	居室名	事業	階数	法内 区独自	本人 負担	居室名	事業
					8階			知的障害者 グループ ホーム	
					7階				
					6階			工房 ラピール	
								倉庫	
					5階	区独自	無料	自立訓練室	新規 生活体験プログラム ●日常生活に必要な身の回りのことをプログラム化し、週3回開催。 生活に必要な作業を身に着け、地域社会で豊かな生活を送れるよう自立を支援 ○施設の雰囲気慣れていく ○新しい作業内容を増やしていく ○早寝早起きをし、生活リズムを整える ○訓練の時間を伸ばしていく ○作業を継続する気力・体力をつける ○訓練の日数を増やしていく
								ホール	
4階			倉庫		4階	法内	1割	作業訓練室	新規 就労継続支援 ●生産活動その他の活動の機会の提供 その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために 必要な訓練その他の必要な支援を行う
						法内	1割	短期入所室	新規 短期入所 ●居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設への 短期間の入所を必要とする障害者等につき、短期入所させて、必要な支援を行う
3階			工房 ラピール		3階			自主活動室	自主活動室 ○施設利用申込み ○自主活動室の利用 OPCコーナー ○図書コーナー ○情報コーナー ○会話スペース
			ホール			法内	無料	相談室	相談支援 ○基本相談支援 (一般的な相談)
2階	法内	無料	キッチン 自主活動室	自主活動室 ○施設利用申込み ○自主活動室の利用 OPCコーナー ○図書コーナー ○情報コーナー ○会話スペース	2階	法内	利用料金 無し	相談室	相談支援 ○地域相談支援 (地域移行・地域定着) ○計画相談支援 (サービス等利用計画)
		利用料金 無し	事務室 相談室	相談支援 ○基本相談支援 (一般的な相談) ○地域相談支援 (地域移行・地域定着) ○計画相談支援 (サービス等利用計画)				ボランティア コーナー	
1階			自立訓練室		1階	法内	1割	喫茶・売店	新規 就労継続支援 ●生産活動その他の活動の機会の提供 その他の就労に必要な知識及び能力の向上のため 必要な訓練その他の必要な支援を行う
			ボランティア コーナー						